

広島県空気環境測定業務共通仕様書（平成28年版）

第1節 一般事項

1 適用

- (1) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律で規定する特定建築物において、空気調和設備及び機械換気設備を設けている居室に適用する。
- (2) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 空気環境測定業務に係る契約図書は以下によるものとし、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次のアからエの順番とし、これにより難しい場合は、5「質疑に対する協議等」による。
 - ア 契約書
 - イ 質問回答書
 - ウ 特記仕様書（図面，機器リストを含む）
 - エ 共通仕様書
- (4) 共通仕様書の規定は、別の定めがある場合は適用しない。

2 業務目的

本業務は、室内空気質の状態を把握し、空気調和設備等を適正に管理することにより、健康被害の発生防止に資することを目的とする。

3 用語の定義

契約図書において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「施設管理担当者」とは、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (2) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は受注者側の業務責任者をいう。
- (3) 「業務責任者」とは、業務を把握し、円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
- (4) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。
- (5) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (6) 「施設管理担当者の承諾」とは、受注者が施設管理担当者に対し書面で申し出た

事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。

- (7) 「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (8) 「施設管理担当者との協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「施設管理担当者の確認」とは、業務の階で、受注者が実施した業務について、施設管理担当者が、立会い又は提出された報告に基づき、その事実を認知することをいう。
- (10) 「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び確認を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
- (11) 「特記」とは、「1 適用」の(3)のア、イ及びウに指定された事項をいう。
- (12) 「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認、又は、毎月の支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (13) 「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (14) 「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいう。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。
- (15) 「関係法令等」とは、業務の実施に当たり守るべき法令及び条例並びに規則、その他行政機関が公示し、又は発する基準、指針、通達等をいう。

4 受注者の負担の範囲

- (1) 契約図書及び契約図書において適用することが定められている図書類のうち、業務の施行に必要なものは受注者の負担において整備する。
- (2) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (3) 測定に必要な計測機器等の機材は、受注者の負担とする。
- (4) 業務の報告書等の用紙及び消耗品は、受注者の負担とする。
- (5) 業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な事項で、契約図書に記載のない附随業務は、受注者の負担において行う。

5 質疑に対する協議等

- (1) 契約図書の定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。
- (2) (1) の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者および

び発注者の協議による。

- (3) (1) の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない場合においても協議の内容は、第2節3「業務の記録」(1)の規定による。

6 報告書の書式等

報告書の形式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。

7 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第2節 業務関係図書

1 作業計画書

業務責任者は、測定日時、測定内容、測定箇所、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

2 資料の貸与

業務に関する資料は、貸与又は閲覧することができる。なお、貸与期間は2週間を限度とし、施設管理担当者の許可を受けるものとする。

3 業務の記録

- (1) 施設管理担当者と協議した場合は、協議内容を記録し提出する。
(2) 業務を行なった日は、その日の業務内容を記録し提出する。

第3節 業務現場管理

1 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
(2) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
(3) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

2 業務日程

- (1) 業務を行う日及び時間は、特記による。
- (2) 特記仕様書に定められた業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

3 業務の安全衛生管理

業務担当者の労働安全衛生管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令にしたがって行う。

4 支給品等の管理

支給された消耗品等がある場合は、適時、現在数量を確認し、盗難、紛失、損傷等のないように、適切な管理を行う。

5 出入り禁止箇所

業務に関係ない場所及び室への出入りは禁止する。

第4節 業務の実施

1 業務の実施

業務は、契約図書並びに作業計画書及び施設担当者の指示に従って適切に行う。業務の実施に伴い、作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧する。

2 業務担当者

業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

3 代替要員

代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。

4 服装等

- (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で作業を実施する。
- (2) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

5 施設管理担当者の立会い

次の場合は、施設管理担当者の立会いを受けること。また、受注者側から施設管理担当者の立会いを求める場合は、予め申し出ること。

- (1) 施設管理担当者の確認が立会いにより行われる場合
- (2) その他、特に施設管理担当者から求めがあった場合

6 業務の報告

- (1) 測定結果等の記録を報告書としてまとめ、速やかに施設管理担当者に提出する。
なお、測定の結果、管理基準に適合しない場合にはその原因を推定し、報告する。
- (2) 報告書の提出方法及び提出の時期等については、特記又は施設管理担当者の指示による。

第5節 業務に伴う廃棄物の処理

業務の実施に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令等を遵守し適正に処理すること。

第6節 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を提出し、発注者の指示したものが行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 完了報告書（業務完了時）

第7節 供用施設の利用

建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般供用施設は、利用することができる。

第8節 持ち込み資機材

受注者が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、施設管理担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

第9節 空気環境測定

- (1) 測定位置等は次による。
- ア 室内については、当該建築物の通常の使用期間中に、各階毎に居室の中央部の床上75cm以上150cm以下の高さで測定する。
- イ 外気については、外気取入口付近及び1階出入口付近で測定する。ただし、気流及びホルムアルデヒドの量の測定は行なわない。
- (2) 測定周期は2ヶ月に1回とする。ただし、ホルムアルデヒドの量は特記がない場合は、表2（注2）による。
- (3) 測定点数は特記による。特記がない場合は表1により算出する。（算出値の小数点以下は、切り上げる。）
- (4) 空気環境測定の場合の測定項目及び測定機器は表2による。

表1 測定点数

特定建築物の延床面積	測定を要する延べ床面積に対し1測定点当りの床面積 (注1)	外気の測定点数
3,000 m ² 未満	300 m ²	2点
3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	400 m ²	2点
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	500 m ²	2点
10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	800 m ²	2点
20,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	1,000 m ²	2点
30,000 m ² 以上 100,000 m ² 未満	2,000 m ²	2点

注1) 測定を要する延べ床面積とは、空気調和設備又は機械換気設備を設けている居室の延べ面積をいう。

表2 室内環境測定

	測定項目	測定機器等	管理基準値
1	浮遊粉塵量	グラスファイバーろ紙（0.3μのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る）を装着して相対沈降径がおおむね10μ以下の浮遊粉塵を重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の指名した者により当該機器を標準として較正された機器	空気 1 m ³ につき 0.15mg 以下
2	一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検知器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100 万分の 10 以下 (注1)
3	二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検知器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100 万分の 1,000 以下
4	温度	0.5 度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	①17 度以上 28 度以下 ②居室における温度を外気の温度より低くする場合その差を著しくしな

			いこと
5	相対湿度	0.5 度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上 70%以下
6	気流	0.2m/s 以上の気流を測定することのできる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5m/s 以下
7	ホルムアルデヒド (注2)	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器, 4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する機器	空気 1 m ³ につき 0.1mg 以下

注1) 厚生労働省令に定める特例として、外気がすでに一酸化炭素の含有率がおおむね 100 万分の 10 を超える建物の場合、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね 100 万分の 20 以下とする。

注2) 測定は、新築・増築、大規模の修繕又は模様替を行い、建築物の使用を開始した時点から直近の測定期間（6月1日～9月30日までの間）中に1回行うものとする。

※ 表中1～3に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、1日の使用時間中の平均値とする。この場合の平均値は、始業後、就業前の2時点において測定し、その平均値をもって当該平均値として差し支えない。

※ 表中4～6に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、居室の使用時間中常時の値とする。ただし、これによりがたい場合は、1日の使用時間中における2～3回の測定値（瞬時値）とする。